

労働安全衛生法施行令並びに石綿障害予防規則及び労働安全衛生規則の改正について（石綿等の間接ばく露者に対する健康管理対策の拡充）

1 改正の趣旨

現在、石綿に係る特殊健康診断及び健康管理手帳交付の対象業務は、石綿等を直接取り扱う業務に限られているが、その周辺における業務（以下「周辺における業務」という。）に従事していた者にも胸膜プラークや石綿関連疾患を認めるといふ報告があることから、専門家を集め最新の医学的知見に基づいて、当該業務に対する健康管理の考え方を検討したところである（職業性間接ばく露者に係る健康管理についての検討会。以下「検討委員会」という。）。

今般、検討委員会の報告書に基づき、周辺における業務に従事する労働者等に対し、健康診断を実施するよう見直す等、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）並びに石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について必要な改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）安衛令の一部改正

ア 特殊健康診断の対象業務の見直し（安衛令第22条関係）

（ア）常時従事する労働者に対して実施すべき特殊健康診断の対象業務に以下の業務を追加する。

- ・石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

（イ）常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して実施すべき特殊健康診断の業務に以下の業務を追加する。

- ・石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

イ 健康管理手帳の交付対象業務の見直し（安衛令第23条関係）

石綿に係る健康管理手帳の交付対象業務を以下のとおり改める。

- ・石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

（2）石綿則の一部改正

上記（1）アの改正に伴い、所要の規定の整備等を行う。

（3）安衛則の一部改正

上記（１）イの改正に伴い、「石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務に伴い石綿粉じんを発散する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。）」に係る健康管理手帳の交付要件を以下のとおり定める。

「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。」

（４）その他

その他所要の改正を行う。

なお、「石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務」の範囲については、従来の対象範囲（石綿等を製造し、又は取り扱う業務）に加え、当該業務によって発散する石綿の粉じんにばく露することで、重篤な石綿関連疾患に罹患するおそれがある場所における業務（周辺における業務）である。

周辺における業務については、石綿に係るじん肺健康診断の対象範囲（下記参照）とほぼ同等とする上記報告書を踏まえた内容の施行通達を発出し、明示する予定としている。

参照）

石綿に係るじん肺健康診断の対象粉じん作業（じん肺法施行規則第２条別表第２４号）
石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

３ 施行期日

平成２１年４月１日

職業性間接ばく露者に係る健康管理についての検討委員会 報告書概要

1. 検討までの経緯

石綿等の取扱業務等に係る健康診断（以下「石綿健康診断」という。）については、現行法令（注1）においては、石綿等を製造し、又は取り扱う業務に限り、石綿健康診断が実施されている。一方で、専門家より、石綿等を直接取り扱う業務の周辺における業務（以下「周辺における業務」という。）（注2）に従事していた者にも胸膜プラークや石綿関連疾患を認めることが指摘されており（注3）、すでに「周辺における業務」により石綿関連疾患を発症した事例が労災認定されている。

厚生労働省としては、これらを踏まえ、「周辺における業務」に従事する者の健康管理のあり方等の調査を中央労働災害防止協会に委託し、同協会は専門家による検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設け検討を進めてきたが、今般、その結果がまとめられた。

- (注1) 石綿健康診断については、労働者に対しては、労働安全衛生法第66条第2項に基づき事業者が実施し、また、離職者に対しては、同法第67条の健康管理手帳制度に基づき国が実施している。事業者が実施する石綿健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令第22条第1項及び第2項により、現に従事している労働者については、「石綿等を取り扱う業務、又は試験研究のため製造する業務」とされており、過去に従事し、現に同じ事業者で使用されている労働者については、「石綿等を製造し、又は取り扱う業務」と定められている。また、健康管理手帳制度による石綿健康診断の対象業務は、労働安全衛生法施行令第23条により「石綿等を製造し、又は取り扱う業務」と定めている。
- (注2) 業務の例として、「船内・車両内の区切られた空間における石綿等を取り扱う作業の周辺における溶接の業務」、「石綿等を取り扱う建築現場の監督業務」があげられる。
- (注3) 「石綿業務に従事した離職者に対する健康管理についての報告書」18ページ参照。

2. 報告書において示された方向性

- ① 「周辺における業務」に従事する労働者に対する健康診断のあり方について
- 検討委員会委員より提出された症例やこれまでの労災認定事例に鑑みると、常時「周辺における業務」に従事する労働者及び常時「周辺における業務」に従事したことがある労働者で現に同じ事業者で使用されている者に対し、石綿健康診断を実施することが必要である。
 - 健診頻度・項目は現行の石綿健康診断と同様とすることが適当である。
 - 「周辺における業務」とはじん肺法施行規則における粉じん作業の「石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業」とほぼ同等である。

② 「周辺における業務」に従事した離職者の健康管理

- ①と同様、検討委員会委員より提出された症例やこれまでの労災認定事例に「周辺における業務」に従事していた離職者がいること、石綿等については、肺がんや悪性中皮腫を発症するまでに十～数十年の潜伏期間があることを考慮すると、「周辺における業務」に従事した離職者についても石綿健康診断を実施することが望ましく、健康管理手帳の交付対象者とするのが適当である。
- 交付要件については、現時点において、「周辺における業務」にどの程度の期間従事することにより、肺がん・悪性中皮腫を発症するリスクが上昇するか疫学的知見がないため、従事期間のみをもって交付することは難しい。このため、石綿等にばく露したことを示す客観的な指標である両肺野の石綿等による不整形陰影、又は石綿等による胸膜肥厚を交付要件とするのが適当である。
- 石綿健康診断の頻度・項目は現行と同様とすることが適当である。

3. 今後の進め方

- 関係者の理解を得つつ、「周辺における業務」に従事する労働者及び離職者を石綿健康診断の対象者に加えるため、所要の改正を行う。
- 施行までに、一定の周知及び準備のための期間を設ける。